



送付枚数：1枚

新築家屋調査（日程調整）の 電子申請を始めます

令和4年6月13日

これまで本市においては、固定資産税等の課税に当たり、市内で家屋を新・増築された方を対象に、家屋調査実施に係る文書を送付し、調査実施日時の日程調整を電話連絡のみで受け付けておりました。

今般、県内初の取組として、「みやぎ電子申請サービス」を活用した、新・増築家屋調査実施に係る日程調整の電子申請を実施しますので、お知らせいたします。

《問い合わせ》

企画経営部税務課固定資産税係

☎022-368-1141（代表）

総務部地域コミュニティ課広報広聴係

☎022-368-1141（代表）